

# 共済金報告・請求・支給までの流れ

## 【単子連】

- 1 事故発生  
◆事故発生の報告（市町村子連へ）

## 【市町村子連】

- 1  
◆事故第一報報告書作成、提出（県子連へFAX、メール、郵送）

## 【県子連】

- 1  
◆受付、今後の手続き確認

**※事故発生日から30日以内（重要）**

※受付済と今後の手続きを市町村子連へ確認連絡（TEL、メールにて）

※KYTの実施状況も必ず記入

2 市町村子連からの受付済みの連絡を受ける

2 第一報受付の連絡（単子連へ）

3 共済金の請求

3 共済金の請求

3 共済金の請求

事故による治療が終了したとき又は事故の発生日からその日を含めて180日を経過したときのいずれか早いときに共済金の請求手続きを行う。

請求権発生時期が来たら、下記の書類を作成し提出する。

- ①共済金請求書兼事故証明書
- ②個人情報の取扱いについての同意書
- ③医療報告書又は医療費の領収書（写）又は診療明細書（写）

## 【3点セット】

4 共済金の支給  
共済金の振込の確認

【3点セット】を確認し、県子連へ郵送する。

※市町村子連の押印あり

4 共済金の支給  
単子連へ支給日の連絡

【3点セット】を確認し全子連へ郵送する。

4 共済金の支給  
全子連にて審査後支給市町村子連へ支給日の連絡